

先着順売却公告

次のとおり先着順により売り払う。

なお、当該物件はすでに一般競争入札を実施したが、売却相手方が決まらなかったために先着順により売り払うものである。

平成25年12月10日

分任契約担当官
九州地方整備局大分河川国道事務所長 稲田 亮

1 先着順売却に付する事項

- | | |
|--------------|---|
| (1) 売却財産の名称 | 種別：土地 地目：宅地及び公衆用道路 |
| (2) 売却財産の数量等 | 764.75㎡(実測面積)及び工作物 |
| (3) 売却財産の所在地 | 大分市錦町3丁目4378番2外7筆 |
| (4) 売却価格 | 25,500,000円 |
| (5) 売却代金納入期限 | 歳入徴収官九州地方整備局大分河川国道事務所長が発行する
納入告知書定める期限 |
| (6) 売却財産の引渡日 | 売却代金の納付日 |

2 契約条項を示す場所等

契約条項を示す場所及び当該売却に関する問い合わせ先
大分河川国道事務所 経理課 専門職 住所：大分市西大道町1丁目1番71号
電話番号：097-544-4167(内線220)

3 現場説明について

買受を希望される場合は、必ず現地にて物件をご確認下さい。
希望者には随時現場説明を実施致しますので、下記問い合わせ先にお問い合わせ下さい。
大分河川国道事務所 経理課 専門職 住所：大分市西大道町1丁目1番71号
電話番号：097-544-4167(内線220)

4 売却相手方の決定方法

買受希望者は、普通財産売却申請書に必要事項を記載し、実印を押印のうえ、必要書類を添付して、持参願います。

※先着1名様に限り受理(申請手続きに当たっては、物件の有無を必ずご確認下さい)

※必要な添付書類が不備等の場合や現地をご確認されていない場合については、受理できません。

※同日に同一物件に対する売却申請書をお持ちの方が複数名おられる場合には、抽選により売却の相手方を決定致します。

5 売却申請書の提出場所及び受付期間

- | | |
|----------|---|
| (1) 受付場所 | 大分河川国道事務所 経理課(郵送は不可) |
| (2) 受付期間 | 平成25年12月10日(火)から平成26年6月9日(月)まで
※土・日・祝日を除く。
※受付期間内でも売却相手方が決定次第終了します。 |
| (3) 受付時間 | 午前10時から12時及び午後13時から17時まで |

6 必要な添付書類

- | | |
|------------|-----------------------------|
| (1) 個人の場合は | 住民票抄本及び印鑑証明書(発行後3ヶ月以内のもの) |
| (2) 法人の場合は | 商業登記簿謄本及び印鑑証明書(発行後3ヶ月以内のもの) |

7 契約締結の時期

契約予定者を決定した日から7日以内に売買契約を締結しなければなりません。

8 売却代金の支払方法

売買契約締結時に売却代金の1割以上を契約保証金として納め、甲が定める期限(納入告知書の発行日から20日以内)までに、売却代金と契約保証金との差額を支払う。

9 所有権の移転

売却代金を全額納付した時に移転します。所有権移転登記の手続きは、国が行います。

10 その他

- | | |
|----------------------|----------------|
| (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨 | 日本語及び日本国通貨に限る。 |
| (2) 契約書の作成の要否 | 要 |
| (3) 契約に付する条件 | |

①契約締結から10年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2項第2号に規定する暴力団員若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これらに類するもの用に供し、また、これらの用に共されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売却物件を第三者に貸してはならない。

②契約締結から10年間、売却物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(平成23年法律第122号)第2項第1号に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供し、また、これらの用に共されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売却物件を第三者に貸してはならない。